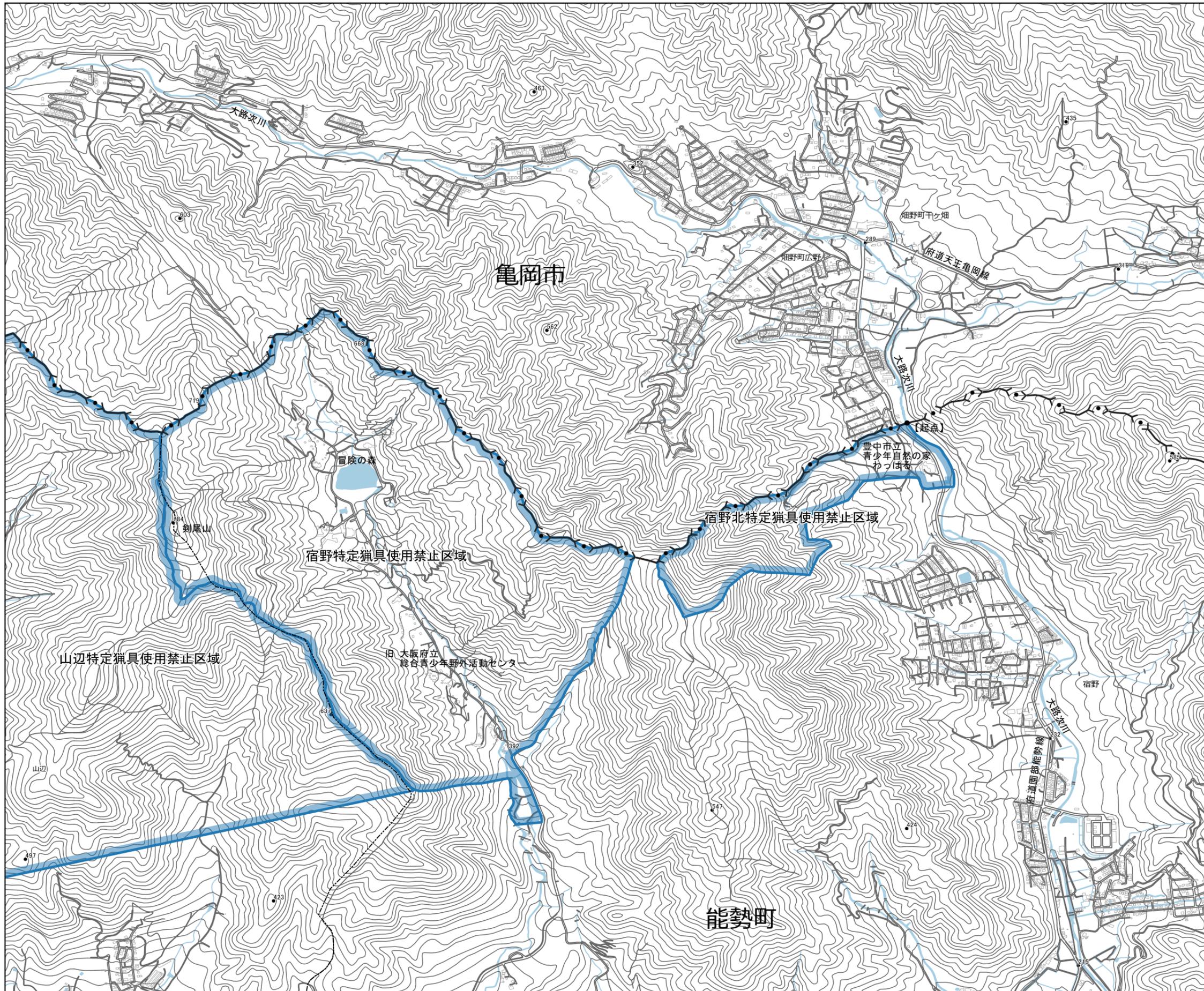


# 02 宿野北特定猟具使用禁止区域

1:10000

0 250 500 m



## 【全体図】



## 【凡例】

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 鳥獣保護区(他府県)

## 【指定区域】

大津次川と京都府亀岡市の交点を起点とし、同川を南下し、豊中市野外活動センターのプール南端から同センターの敷地境界線を西進し、標柱1から標柱10を順次進み能勢町宿野445-1と436-1の境界線に至り、同境界線を北進し亀岡市境界との交点に至り、同境界を東進し起点に至る線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。